

令和5年5月2日

保護者各位

群馬県立玉村高等学校
校長 田島正徳

新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの変化に伴う対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、報道等でご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における分類が5月8日よりインフルエンザと同等の5類に移行します。このことに伴い、下記のとおり学校の対応を変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止について

法令に従い、生徒本人が「発症した後五日を経過し、かつ症状が軽快した後一日を経過するまで」を「出席停止」として取り扱うこととなります。このため、発熱があった場合、医療機関を受診していただき、受診結果を学校にご連絡ください。

受診の結果、陽性となった場合はこれまで同様、「出席停止」として取り扱いますが、そうでない場合は欠席扱いとなります（その際、ご家庭での療養期間の目安や医療機関の指導内容をお知らせください）。また、これまで本人やご家族に発熱や風邪症状があるなどの予防的な場面や、濃厚接触者に該当する場合、出席停止とさせていただきますが、今後はその対応は行わないこともご承知おきください。

2 出席停止解除後の対応について

受診結果に伴う出席停止期間を終えた後、生徒が登校を再開するにあたっては陰性証明を提出する必要はありません。また、出席停止後に登校を再開する場合、「発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること」とされていますので、ご理解とご協力をお願いします。

3 特別な事情を有する場合のご相談について

生徒本人が医療的なケアを必要としたり、基礎疾患を持つことで重症化するリスクが高い場合や、同居されるご家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる等で、登校に伴う感染が不安をお持ちの方がいらっしゃれば、学級担任までご相談ください。

4 今後の感染予防対策について

新型コロナウイルスに関する感染予防に関する指導としては、当面、生徒へのマスクの着用や黙食を励行する指導は行いませんが、換気や手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行、基本的な生活習慣の確立による良好な健康状態の維持等、感染予防に関する指導を今日の感染状況を踏まえて継続します。

なお、感染状況の変化によっては、新たなご協力をお願いすることになりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ】

群馬県立玉村高等学校
(担当) 教頭 大津 幸信
(電話) 0270-65-2309